

返戻金制度について

・返戻金制度 あり

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社後 1ヶ月未満 に雇用契約が終了した場合 80%
- ②入社後 1ヶ月以上3ヶ月未満 に雇用契約が終了した場合 50%
- ③入社後 3ヶ月以上6ヶ月未満 に雇用契約が終了した場合 10%

ただし、専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合においては、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。